

# ニュージーランドにおける ファミリー・グループ・カンファレンスの現状と課題

— ソーシャルワーカーへのインタビューから —

Current Situations and Issues of Family Group Conference in New Zealand

— From the interview to the social worker —

大 竹 智

生活福祉学科非常勤講師

## 抄録

ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC) は 1989 年に NZ で開発された。この FGC は、要養護児童の処遇を決定する上で、家族参画が最も具現化されたシステムとして、オセアニア、ヨーロッパ、北米、アジアの一部の国などから注目され、導入されている。そこで、わが国への導入に向けて、NZ での現状と課題を把握した結果、FGC の開催を法的に位置づけること、財源を確保すること、司法との連携が重要であることが明らかになった。

## Summary

Family group conference (FGC) was introduced by NZ in 1989. This FGC has been introduced as a system from which the family participation is made embodiments most in Oceania, Europe, and North America in deciding the ill-treated child's measures. It has been understood that it provides for FGC from current situations and issues of NZ to the law, and fiscal resources are secured, and cooperation with administration of justice is important.

キーワード：ファミリー・グループ・カンファレンス、ニュージーランド、マオリ文化、  
子ども青少年家庭局、子ども、青少年および家族法（1989 年）

Key words : Family Group Conference, New Zealand, Maori Culture, child,youth and family (CYF),  
Children Young Persons and their Families Act 1989

## はじめに

いま要養護（被虐待）児童の家族支援過程で、家族参画が最も具現化されたシステムとして、「ファミリー・グループ・カンファレンス」（以下、FGC）がオセアニア、ヨーロッパ、北米、アジアの一部の国々で注目されている。この FGC は、1989 年にニュージーランド（以下、NZ）で開発されたものである。

今日、FGC システムを導入している国は世界で 32 カ国と言われており、日本でも平成 19 年度～21 年度の 3 年間、厚生労働省のパイロット事業として児童相談所を中心とした FGC システム導入の検討がなされている。

そこで、ここでは FGC のシステムを開発し、取り組みを始めて 20 年が経った NZ の現状と課題を把握し、わが国への FGC 導入のあり方と課題を検討したい。

## 1. 研究の目的と方法

FGC のシステムを開発した NZ での FGC の取り組みを紹介し、さらに取り組みを始めて 20 年が経過した NZ の FGC の現状と課題を把握し、わが国への FGC 導入のあり方と課題を検討することを目的とする。

研究方法は、NZ 政府から出版されている資料および FGC に関する啓発ビデオの分析と、child, youth and family (CYF) のソーシャルワーカー 2 人と FGC 導入に向けて尽力したマイク・ドーラン (元 NZ 政府上級ソーシャルワーカー) に対する質問紙調査およびインタビュー (平成 20 年 2 月と平成 21 年 2 月) を行った。

## 2. NZ における FGC システム導入の背景

### (1) NZ 政府の先住民 (マオリ人) に対する取り組み

#### 1) 文化的・実践的・財政的背景

FGC システム導入の背景として、まず文化的背景が挙げられる。NZ の要養護児童 (里親委託される子どもたち) の中で、マオリの子どもたちの割合が大変高かった。たとえば、14 歳未満のマオリの子どもたちは全体の 12.5% であるにもかかわらず、里親委託されている子どもの 53% がマオリの子どもたちが占めていた。さらに、委託されていた里親家庭は同じ民族であるマオリの家庭ではなく、パケハ (非マオリ・白人) の家庭が多かった。

一方、マオリ文化には、同じ部族の中で問題が発生した時、部族内で話し合い問題を解決するという文化 (システム) を持っていた。この慣習は、マオリ族に文化的ストレングスがあるということ、国およびパケハのソーシャルワーカーに再認識された。

実践的背景では、ソーシャルワークのアプローチとして、「ストレングス」、「エンパワメント」、「ソリューション・フォーカスト」といった実践方法が提唱されていた。そのような中で、FGC は家族の親和性をストレングスととらえていること、意思決定への参画が家族の自尊感情を取り戻しエンパワーされることなどが認識されてきた。

財政的背景では、当時、NZ は財政危機に陥り、財政再建が叫ばれていた時期で、家族・親族間、コミュニティによる自助、互助、共助による財政カットの考えがあった。さらに、世界の潮流は「新自由主義」であり、個人、家族が第一義的に責任をとり、それをサポートするのが国家の役割であるというものであった。

## 2) 1989年以前の児童福祉サービス

1985年、政府はマオリ族の問題に対応するための特別委員会を設置し、政策、立案、社会福祉省のサービスの提供を検討した。委員会は65のマラエ (Marae、同一マオリ部族・集会所) で集会を持ち、部族の委員、地域のソーシャルワーカー、青年、判事らから話を聞いた。その結果、委員会はマオリの人々の強い欲求不満を知り、根深い問題に気づいた。また、マオリの人々が自分達の土地にいながら疎外され、制度上の民族差別を受けていると感じていることがわかった。その結果、NZ政府は先住民であったマオリ文化を排除 (多数派に属さない人々の文化を無視) し、ヨーロッパ文化または非マオリ文化を基礎に発展してきたことに気づいた。

また、1989年以前は、里親制度や施設による保護に重きを置いていたため、多くの子どもたちが親子分離され保護されていた。また、青少年犯罪者と保護とケアを必要とする子どもの処遇上の区別がなかった。青少年法の仕組みは機能せず、さらに重荷になっていた。特に、マオリの子どもに対するサービスは劣悪であった。たとえば、ケアを必要とするマオリの子どもが委託される里親は、一般的にマオリ人ではないなどである。

## 3) 政府特別委員会報告書「Puao-te-ata-tu (夜明け)」

特別委員会は様々な課題や問題を解決するために13の提案を行った。その根本的な問題は、制度的な人種差別が存在しており、パケハ・ヨーロッパの文化・価値観・生き方が先住民であるマオリ人より優位になっているということであった。

そして、13の勧告の中で次の2つが特に重要なものであった。

- ①マオリの子どもへの処遇に関しては、家族および部族に相談しなければならない。そして、裁判所または適切な管轄区で部族の意見を聞くこと。
- ②問題解決に取り組むために、マオリ族の発議を利用し、コミュニティ全体で問題にあたること。そして、公的機関が解決策を決めるようなことは避け、家族とコミュニティから解決策を引き出すようにすること。

## (2) 子ども、青少年および家族法 (1989年) (Children, Young Persons and Their Families Act 1989)

この法律は政府特別委員会報告書「Puao-te-ata-tu (夜明け)」の結果、成立したものである。この法律は、子ども達のケアと保護の新しい考え方、そして青少年の非行・犯罪への新しい対処法が考えられたものである。それは、子どものケアおよび保護と青少年の非行・犯罪の裁判は切り離され、それぞれ別々に取り組むというものである。青少年の非行・犯罪の裁判では、犯した罪の責任を加害者に感じさせ謝罪させた。その一方で非行少年を受け入れ、ケアと保護に取り組む努力がなされた。また可能な限り、専門家よりむしろ家族が子どもをどのようにケアし守るか決断する責任があったとした。専門機関 (専門職) は、家族や部族間のつながりを維持、強化し、助け合って、子どもや青少年が被害、冷遇、虐待、ネグレクト、喪失を受けないようにする責任を果たすこととした。

一方、家族問題の予防と家族支援のサービスをするために、部族の社会サービス (Iwi Social

Services)、文化的社会サービス (Cultural Social Services)、子どもと家族支援に関するサービス (Child and Family Support Services) の各機関が設立された。

また、ソーシャルワーカーは子どもがケアと保護を求めていると判断した場合、必ず Child, Youth and Family (CYF、子ども青少年家庭局) に通告しなければならないとした。その根拠は、「子ども、青少年および家族法」に規定されている虐待の4つのカテゴリー、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトである。

### 3. 子ども青少年家庭局 (CYF) の概要

#### (1) CYFの組織

CYF は全国に 56 ヶ所設置され、それらは 12 ヶ所のサービスセンターと4つの地方事務所によってサポートされている。スタッフ数は約 2,800 名、その内 1,200 名がソーシャルワーカーである。

また、CYF には全国電話相談センター、子どものケアと保護のための施設 (CPR、Care and Protection Residence) 4 ヶ所、非行・犯罪青少年のための施設 (YJR、Youth Justice Residence) 3 ヶ所を運営している。

#### (2) CYFの業務

CYF では、子どもの虐待、およびネグレクトの疑いでの通告受付件数 (2007 年) は 1 日に約 230 件、またケアと保護の件数は 1 日に 20 件、非行・犯罪の青少年のための FGC 開催は 1 日に 40 件である。非行・犯罪青少年のための施設 (YJR) に入所している約 100 人の青少年の保護と更正に責任を持っている。

拡大家族と養育者 (care giver) を支えるために、コミュニティ内で他の人と一緒にケアワークに参加している約 5,000 人の子どもと青少年がいる。彼らはネットワーク状のつながりや教育によって、家族、子ども、青少年を支え、自覚を高める活動をしている。コミュニティ NGO と親密に協力し合う the Funding and Contracting Teams に属している者もいる。

#### (3) 子どものケアと保護のための施設 (CPR) の概要

CPR は全国に 4 ヶ所あり、行動を安定させるため専門家のサポートを必要とする青少年に、一時的に安心できる環境を提供している。

CPR では、青少年は自分の問題に取り組み、自分の家族とコミュニティのもとに安全に戻れるよう、自分に合ったケアプランがある。一般的には、約 3 ヶ月滞在するが、極端な行動といった特殊な問題があると例外的に長くなることもある。

#### (4) 青少年の裁判 (Youth Justice)

青少年の軽犯罪 (けんかなど) は警察官の警告に回される。ここでは法廷に出なければならな

いような、もっと重いケースを扱う。CYFのソーシャルワーカーは、青少年が犯した罪の責任を取り再犯を防ぐことを目的に、家族、警察、コミュニティとともに働く。FGCは青少年裁判の仕事の核である。被害者は裁判に参加する資格と機会があり、加害少年が改心して罪を償うようになる姿を見ることが出来る。加害少年に責任感を養わせるためにコミュニティの仕事を引き受け、費用(弁償代)を払うことや、他の仕事(ボランティアなど)をすることを命じることが多い。警察や裁判官(判事)は加害少年をFGCに任せることが出来る。たとえばCYFが制作した啓発ビデオでは、セーターを万引きした少年のFGCを紹介している(註1)。ビデオでは、本児とその家族、関係者だけではなく、被害者である店主も同席をし、開催されている。その中では被害者から店の経営状態などの話があり、そのセーターの被害額を穴埋めするためにどれくらい大変なことであるのか加害少年に伝え、被害者の立場を理解させ、自分がやった行為(万引き)がどのようなことなのかを気づかせている。そして、反省の態度を示すために被害者からの提案で、被害者がかかわっているボランティア団体を紹介し活動させるということで、両者とスタッフが合意している。

#### (5) 非行・犯罪青少年のための施設(YJR)

罪を犯した青少年は、次の3つの理由でYJRに入所する。①警察に逮捕された場合、②裁判で再留置された場合(留置を宣告された場合)、③裁判でYJRに入所するよう命じられた場合である。入所した青少年は、学校に通い、自分が犯した罪に向き合う援助プログラムに従う。また、入所者は重罪犯、再犯者、ドラッグやアルコール依存症の青少年である。青少年裁判の量刑は、通常は3ヶ月、刑期短縮で2ヶ月がある。

#### (6) 養子縁組

NZで生まれた子ども達の養子縁組を行う。国際間の養子縁組について責任を持って行う。国際養子縁組協定を結んでいる国は、中国、チリ、リトアニア、インド、フィリピン、タイ、香港である。

また、産みの親のためのカウンセリングを行う。養子を希望する人に協力する。さらに、産みの親やその家族を見つけない成人した里子、および養子に出した子どもの情報を知りたい産みの親にも協力する。

## 4. 子ども家庭福祉とFGC

### (1) 新しい理念

#### 1) 子ども、青少年および家族法「Children, Young Persons and their Families Act 1989」

この法律の適応範囲は、0歳~17歳未満の子どもと青少年の保護である。また、非行問題に対応するセクション(Youth Justice)は14歳~17歳未満の非行少年を対象とし、ケアと保護のセクションでは17歳未満の被虐待児などの要保護児童と14歳未満の障害児、非行少年を対象として

いる。この法律では、非行問題対応セクション (Youth Justice) を分離した。また、同じコミュニティ内の他の家族からサポートを提供するための、Iwi, Cultural and Child and Family Support Service を創設することを促した。この法律の基本原則は、家族のためにケアや保護、非行少年に関する問題を解決する最適な方法を判断する機会を与えることである。また、親子分離をするような虐待事例などは、必ず FGC 開催が義務づけられている。そして、FGC でそれらの問題を解決する計画を立てる機会を与えることであり、家族の意思決定を信じ、子どもの利益と福祉を最優先するとした。

## 2) Care and Protection FGC's

Care and Protection FGC's は「子ども、青少年および家族法」の理念に導かれたプロセスである。目的は、拡大家族とコミュニティを役立てることであり、拡大家族はできるだけ広げられることが大切である。拡大家族の中には子どもをケアでき守れる人がいるが、その中でも家族に同一化でき、関係を持っている人でなくてはならない。すべての家族は問題を解決し、子どもをケアする力と能力を持っている。これらの資質が欠けている場合、能力開発やケアの変更をする機会が与えられる必要がある。

### (2) FGCの概要

#### 1) FGCとは

FGC は、1989 年にニュージーランドの要保護児童およびその家族への支援のために導入されたシステムおよび制度であり、「子ども、青少年および家族法」に明記されたものである。そのシステムとは、専門職・専門機関と家族との共同作業による、問題解決に向けたプロセス (情報共有→家族のみによる家族会議→合意) であり、かつ具体的な支援計画を決定する場である。

#### 2) FGCの基本理念

林浩康は「FGC はそれまで見過ごされてきた拡大家族を中心としたインフォーマル・ネットワークの潜在的力を活用し、家族がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ安心できる環境で養育され、子どものパーマネンシーを保障するための必要事項を話し合う公式の会議である。従来の専門職が中心となった意思決定、あるいは受動的な家族のケース会議への出席と違い、家族が意思決定に積極的にかわり、家族が中心となって話し合い養育計画を作成する。子どもの養育責任は主として家族にあり、児童保護機関がパートナーとして家族を支えながら家族が意思決定に積極的に参画することで家族はエンパワーされ、子どもの養育責任の自覚を促すことができるという考え方に基づいている。」(註2) と述べている。

理念の具体化では、①子どもと青少年とその家族、もしくは家族集団が子どもに影響を与える判断・決定をするのに可能な限り参加すべきであるということ。②子どもと青少年とその家族と家族集団との関係を可能な限り保つこと。③子どもと青少年の福祉と家族または家族集団の安定性について、可能な限り子どもと青少年にどのような影響があるのか常に考慮し、判断すること。

④子どもと青少年の望みに対して考慮することである。

また、「子ども、青少年および家族法」の理念には、下記のサポートを得る努力をすべきであるということが示されている。

①子どもと青少年の福祉と利益の最優先

子どもの福祉に焦点を当てているときは、大人側の問題や協議事項は脇に置いておく必要がある。これは、ある家族にとっては難しく、そして挑戦でもある。会議の第一の目的は、子どもの安全を守ることである。そのため、計画にはその子どもの文化や言語に考慮する必要がある。

②子どもや青少年は、被害から守られなければならないこと。権利は擁護されなければならないこと。福祉は増進されなければならないこと。

調査や診断、会議に提出された情報は、リスク要因を特定しなければならなく、ケアや保護の基礎を形作らなければならない。しかし、その情報はその家族が自らの保護能力を構築（もしくは改善）するための、潜在的な強さ、資源、機会を特定しなければならない。

③子どもの養護と保護の一番の役割を果たすのは、家族や家族集団の責務である。

国際的な研究は、子どもたちが子どもの家族内で養護されることについての重要性を強調している。それらは、一般的に子どもたちの所属や愛着の感覚を維持し、より良い結果をもたらしている。

子どもたちが里親家庭に委託されているとき、放浪、居場所（所属）の破綻、そして家族との同一性の喪失のリスクは増大する。これはすべての里親制度の結果が悪いというわけではないが、そのリスクは高いということである。

この法律の理念の一つは、被害、虐待、ネグレクト、喪失から、子どもや青少年を守るため、両親、家族、そして家族集団が彼らの責任を果たすことを助けることである。

④子どもは家族や家族集団の中で生活するべきである。子どもが受けている教育やトレーニングまたは雇用は、途切れたり妨害されたりすることなく継続されるべきである。

重要なことは、彼らの生活に崩壊の可能性がないことである。また、子どもや青少年は自分の家族とコンタクトを取り続けるということである。そして学校、その他の活動を続けさせることで、安心させることができる。さらに家族だけでなく友達、興味、趣味、スポーツ、芸術、音楽、そして文化活動にも力を入れること。そうすることによって、子どもの自信、自尊心、経験知が増すことになる。

⑤提供されるサポートは、拡大家族、家族ネットワーク、コミュニティサービスの意欲や能力を高めるものでなければならない。FGCの計画は、これらのことを考慮しなければならない。

⑥危害が与えられる危険があるときのみ、家族から切り離されるべきである。

新しいソーシャルワークの手段は、危害のリスク要因を特定することに焦点を当てることである。しかし、家族に与えられる情報は明確で、シンプルでなければならない。たとえば、身体的危害というだけではなく、「私は叩いたり、パンチしたり、電気コードでぶつたりすることを懸念しています。そして、その行為は子どもを怖がらせ、ひどい怪我を負わせます。」

というように家族に伝える。

可能であれば、その家族をサポートし、ケアする能力を高めなければならない。たとえば、拡大家族の誰かに子どもを預けることは、子どもにとって自然なつながりと関係を保つのに役立つ。親に薬やアルコール、暴力といった問題があるとき、祖母に子どもを預けることは親元に戻すプランの一つかもしれない。

- ⑦もし子どもが分離された場合、家庭復帰ができるようであれば家族に戻されるが、もし不可能であればソーシャルワーカーは新しい家族（里親）を特定しなければならない。

もし親元から離されたら、親元に帰す様々な努力をしなければならない。期間を決め、よりよい方法が採られるべきである。5歳以下の場合は6ヶ月以内に、5歳以上の場合は1年以内に家庭復帰を考えなければならない。これより長期になると、新しい愛着や関係性、新しいネットワークが生まれ、家族再統合することを大変難しくしてしまう。しかしながら、両親が変わろうとする意思や能力や自信がなく、さらに子どもが帰りたがらない場合、家族とソーシャルワーカーは、新しい家族を提案すべきである。

- ⑧子どもは子どもらの共同体の中で保たれるべきである。

もし親子分離をする場合は、家族、学校、友人、そして彼らの活動は保たれる必要がある。もし家族と帯同するために転居しなければならないのであれば、それらは計画された中で管理される必要がある。

- ⑨もし彼らが家族再統合できない場合、子どもの民族としての文化は保たれるべきである。

これは、長期の計画や子どもたちのニーズを考慮し、計画の中に子どもの家族が持っていた文化的接触を意識して行うことを意味する。

### 3) FGCのプロセスと内容

FGCの議事録は、秘密情報かつ部外秘であり、公開することはできない。つまり、どんなことであれ、会議の中で公開された情報は外部で使用することはできない。会議は家族に深刻な虐待の疑いを議論し、そのような疑いが将来もたれないような計画を策定する機会を与えるためである。コーディネーターはただ結果と計画を記録するのみである。

- ①情報提供 (Information giving) と情報共有段階 (Information Sharing)

- ・自己紹介
- ・コーディネーターによる FGC の目的や過程、法的権利などの説明
- ・ソーシャルワーカーによるケース説明：子どもや家族に関する情報
- ・その他の専門家（心理カウンセラー、弁護士、教員、医師、保健師など）によるこれまでの関わり状況の説明および各種専門分野に関する情報提供、多様な参画の尊重

一般的に、通告したソーシャルワーカー (referring social worker) は、彼らの養育に関する懸念についての情報を提示する。家族は何が提示されようとしているのかを前もって知っておく必要がある。その他の情報提供者は家族の情報を提示する。家族はいつでも質問し、課題を明確にする機会が与えられる。家族以外のすべてのメンバーは会議を退席す



る。一般的にその他の専門職は退席し、コーディネーターから会議で策定された計画を後に受け取る。

もし適切であるならば他のツールと視覚教材を使うことも考えなければならない。家族はどんな過程でも、裁判などが起こりうることを理解する必要がある。ケースの方向とどんな選択肢があるのか説明すること。子どもや青少年と家族が所有している権利を説明すること。また、情報提供によって家族に権限や力を与えることは大切なことである。

ソーシャルワーカーとコーディネーターは、FGC 開催に向けた準備のプロセス（情報収集も含む）を通し、一緒に働き、コミュニケーションを蜜に取る。そして、情報を提示する専門機関や関係者に心構えをさせることは大切である。彼らと会い、プロセスを説明する、心配とリスクをはっきりさせる、どのように FGC でプレゼンテーションするかアドバイスする、どのような道具がプレゼンテーションするときに必要なのかチェックする。

### ②私的討議段階 (Private Deliberation)

- ・ 家族のみで情報を共有、共通理解を促進、多様な参画の尊重
- ・ 家族の意思決定：たとえば、今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容、親の子どもへのアクセス方法、養育計画実施に関するモニタリングとそのレビュー方法などを整理、検討する。
- ・ 家族のみで養育計画の決定：家族の要請がない限り、専門家はそのセッションには参加しない。あくまで最終決定は家族が行う。

ファミリータイムに提供された情報について議論する機会を持ち、家族が子どもに保護が必要であるかどうかの判断をし、計画を策定する。参加の態度について明確なルールを設定し、休憩を許可し促すことは、コーディネーターにとってとても重要なことである。これらはとても感情的なプロセスになり得るが、うまく行われると癒しや理解を達成し得る。

### ③合意段階 (Agreement)

- ・ コーディネーター（80%は元ソーシャルワーカー）が、家族によって決定された養育計画を参加メンバーに提示する。
- ・ 専門家からの養育計画案に対するコメントやアドバイスも参考にする。
- ・ 最終的な養育計画案に対する合意をする。
- ・ 合意が得られない場合には、再度 FGC が召集されるか、あるいは家庭裁判所に送致される。
- ・ ケースレビューやモニタリングの方法を検討する。

最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員にそのコピーを配布する。コーディネーターはもし必要なら家族のアイデアを特別なプランに盛り込むことを助けることができる。またコーディネーターはプランを書き上げるが、その時にホワイトボードは役立つ道具である。議事録は秘密情報かつ部外秘であり、公開することはできない。

コーディネーターは結果とプランのみ記録し、全員がそのコピーを受け取る。プランはモニタリングと振り返りの手続きを含む必要がある（何日に、誰が責任を持つのか、そして期間など）。これは、もしプランが家族の再統合（帰宅）に目標を定め動いていけば非常に重要である。

一方、計画に関する決定/勧告は次のことをすべきである。①何をどこで行うのか明確にする。②いつ始まりいつ終わるのか時間枠を明確にする、③どの程度の頻度で、どの程度の時間的な長さで行うのか、④誰が開始されたことを確認するのか、⑤誰がプランが実施に移されて、続けられていることをモニタリングするのか、⑥確認するために何が受け入れられるのか、⑦どのようにレビューされるのか、⑧モニタリングはソーシャルワーカーの責任である必要はないが、ソーシャルワーカーはプランに同意しなければならない。

家族はケアと保護に関して、どんな問題があるのか考えなければならない。彼らは責任を負う必要はない。もし家族が反対した場合、コーディネーターはFGCを一時休止できる。そして、他の日時を決めるか、合意ができなかったことを伝え、ソーシャルワーカーは家族に次の行動を教えなければならない。ケースが家庭裁判所扱いになることもあること。またソーシャルワーカーは、スーパーバイザーや弁護士に相談することもある。判事は情報に目を通し、さらに進める十分な証拠があるかどうかを審査するであろう。しかしながらFGCの目的は、裁判所による審判になることを避けるために、家族とともに活動し、同意に向けプランを策定することである。会議をお開きにするには、人々に時間を与え、ともに戻ってくる機会を与える。もし問題が複雑で深刻な場合は、成果を出すために会議に時間をかけることができる。

#### 4) 家族との協力とFGCの運営

家族との協力においては、以下のように示されている。

##### ①家族に対して時間や場所の情報提供。

一般的に、これは書面で確認した詳細な情報に基づく口頭でのディスカッションである。

家族がその場所の選択を提案されることが重要であり、家族にとってストレスのかからない場所、たとえばマラエ、家族の家、教会などはすべてその選択肢に入る。

##### ②参加者の人数に制限はない。

参加資格が与えられているメンバーは、その子どもに関わりのある子どももしくは青少年、両親、保護者やその他の保護する関係者を含む。また、生物学的な関係や法的関係があるだけでなく、子どもにとって重要な心理的愛着を持っている人や子どもにとって親しい人も含まれる。

##### ③ソーシャルワーカーは提示される情報を家族に知らせるべきである。

参加者を驚かせるべきではない。時間をかけて準備した情報の提供は、その後の家族にとって大きな変化をもたらすことがある。

##### ④コーディネーターは関連したすべての情報が提示されることを確認しなければならない。

安全性への懸念により、コーディネーターは家族のメンバーを排除することがある。それは通常、暴力や脅迫もしくは性的虐待の事例について、その家族のメンバーが加害者である場合があるからである。ただし、そういった場合でも最も重要な理念である、子どものニーズと幸福が第一に考慮されなければならない。

##### ⑤ファミリーメンバーが会議に出席することを助けるために、経済的な援助が提案されること

もある。

これはコストと場所によるところが大きい。今では、電話会議や将来的にはテレビ会議システムの使用など、テクノロジーの利用も増えている。

⑥子どもや青少年の出席。

ケアと保護会議では、子どもの年齢（おおむね12歳以上）や子どもが出席したいのかなど子どもの希望による。非行問題会議では、特別な場合を除き青少年は出席すべきであるとされている。それは、一般的に被害者の利益や福祉に関係するからである。

⑦家族の文化/慣習（しきたり）。

コーディネーターは、家族が希望するどんな慣習（お祈りなど）も保障する責任がある。また、コーディネーターは、ひとりずつ話をする、守秘義務、怒鳴ったりしないなどの会議のためのルールを決める必要がある。

5) 家族が理解しないといけないFGCの重要項目

FGCを開催するに当たり、家族が理解しなければならない重要項目は下記のものである。

- ①家族は、子どもや青少年がケアと保護を必要としているかどうか判断する必要がある。
- ②家族は、彼らに知らせる多くの情報と、CYFソーシャルワーカー、他の関係する専門職から提示されるリスクと問題を確認する。
- ③家族は、納得できるまでプライベートな討議や検討する時間を持つことができる（彼らが必要であれば休息も必要だけ取れる）。これは専門職のためにではなく家族のプロセスのためである。
- ④この目的は、家族に決定させ、提案させ、計画させるものであり、リスク、不安・心配なことを理解させ、子どもや青少年を守ることである。
- ⑤家族は、この計画がどのように実施され、モニタリングされ、誰によって行うのか決めなければならない。

6) 会議を成功させるのに最も大切なこと

会議を成功させるのに最も大切なことは、家族と関係を築くことである。家族は、身構えていて、挑発的で、イライラしている。ソーシャルワーカーとコーディネーターはプロセス（進行）について明確に示し、彼らにすべての情報を与え、情報を与える人は彼らが理解できるように話さなければならない。

ソーシャルワーカーは、出来ることならば、会議を持つ前に家族がすべての情報を把握している状態にし、会議当日に驚かせないことである。多くの家族は心配事を議論する前に面会することを好む。時々悲惨な出来事、たとえば、病院にいたとか子どものお葬式以来初めて会うという家族がいる。

また、会議の前に大切なこととして、FGCに取り組むために彼らに面会する。彼らの拡大家族とコミュニティの中で必要な資源を確立することを手助けすることである。

## 7) コミュニティ

多くの会議の後、ソーシャルワーカーはリスク下にある子どもや青少年を持つ家族に何を提供する必要がありますのか、コミュニティサービスにアドバイスすることができる。また、CYFは技術や能力を身につけるのに家族が必要とするサービスを確保するために、ソーシャルワークサービスとコミュニティの間を取り持つ資金提供（基金）や契約の部門を持っている。たとえば、ペアレンティング、カウンセリング、暴力防止のためのプログラムを提供することができる。

ソーシャルワーカーはどのような種類のサービスが基金として必要か、どれが効率の良いものであるかについて、資金を提供してくれる機関にアドバイスできる。何年もの間、NZは教材や書籍に出資してきたが、これからはサービス提供によって、子どもや家族がどのように変化したのかという視点をもつようになってきている。

そして、ソーシャルワーカーは家族のためにパートナーとして働く機会を提案する。その基本は、すべての家族は異なり、このプロセスは家族が子どもたちや青少年のために変化し改善することにある。

### (3) FGCのコーディネーターとソーシャルワーカーの役割

#### 1) コーディネーター

コーディネーターは、家族が彼ら自身の問題を解決する（そして彼ら自身の子どもを保護する）強さや能力を持っているということを理念の基本としている。コーディネーターは地方自治体の部門とコミュニティの間を繋ぐものであり、サービスのギャップを特定する必要がある。家族に良いタイミングで、適切なサービスを模索するために、ネットワークを構築し、政府とコミュニティの代理人と効率的な関係を保持する。そしてFGCのプロセスを監督することである。

#### 2) ソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーは、効率的な関わりを提供し、安全を構築する。家族が考えて選択できる方法があるかどうか検討する必要がある。子どもや青少年が保護の必要があり、それを家族に理解および考慮できる方法を提起できること。単純で明確な言語を使用し、専門用語や細かな話をしないことが重要である。彼らが何を求めているかについて彼らがクリアーであることも重要である。たとえば、もし母親が麻薬乱用者であり、それは彼女が安全な親ではありえないのであれば、ソーシャルワーカーは「あなたがドラッグ使用中であれば、子どもを養育できない」と言うべきである。

家族のプランに同意または不同意すること。もしソーシャルワーカーがそのプランが子どもを安全に保つことができるとは信じていないならば、彼らになぜ信じていないのか、そして子どもを安全に保つために、何を確認できなければならないかを言うことができなければならない。

法令に基づいた活動をする。これは、会議で合意されたプランであり、安全を確実にするために親の同意がなくともプランに従って行動しなければならない。会議は、両親や家族が法的措置が取られている間にCYFの管理下で必ず結果を出さなければならない。

## 5. NZにおけるFGCの現状と課題 — ソーシャルワーカーへの調査から —

### (1) FGCが1989年に導入されて以降、これまでに修正されたことはあるか。

これまで法律上変更はない。また、今後法律が改訂されてもFGCは続くだろう。なぜならば、子どもの利益が最も考えられているからである。

### (2) FGCを行う上で、最も重要な要因は何か。

独立した（制約のない）コーディネーターがFGCのプロセス（家族を召集することやマネジメントすること）を通して信頼されること。

FGCを開催するための時間（家族を探したり、調査したり、家族に説明するための時間）と家族を援助するための資源があること。

FGCのプロセスの中で、家族が会って、家族だけで子どもの処遇を選択するために話し合う機会が与えられること。

家族が立てた計画は他の計画よりも優先されるが、その計画は通告者の期待（要求）を満たすことが与えられていること。

FGCの合意がなされたら、通告機関は家族がその計画を実行することの支援に責任を負うこと。

コーディネーターとソーシャルワーカーが出来る限り多くの家族員を探すこと。すべての家族員が会議に参加する時には家族の問題を理解していること。家族には考える時間と問題を解決する時間が必要であること。FGCのプロセスを家族に理解できるように説明すること。その時には専門職は専門用語を使わないようにすること。家族と専門職との間にパートナーシップを築くこと。

### (3) 現時点でのFGCの問題は何か。

スタッフの仕事量が増えているがメンバーが増えていない（メンバーが不足している）。そのためFGCを開催しなければいけないケースでも開催できていないことがあること。問題が発生した場合には、FGCで対応するケースか家庭裁判所で対応するかの二者択一であるにもかかわらず、FGCでの結論が導き出せず家庭裁判所にその判断が持ち込まれるケースが見られること。予算の問題（財源が減っている）がありFGCに参加する家族の人数が減っており、家族計画が立てづらくなっていること。子どもの処遇を決定する中でFGCの取り組みは、導入した当初はエキサイティングでラジカルであったが、長い時間の経過とともに制度的、事務的になってきていること。FGCの考え方とは反対に、スタッフがミスをしないうちのプレッシャーによって保守的な実践になっていること。しかし、上記以外にも問題はありますがシステムは良いので、1989年以前のやり方には戻ってほしくない。

### (4) 現時点でのFGCのシステムの弱点は何か。

弱点は思いつかない。他の子どものケアと保護の意思決定のシステムと比較してもFGCは優れ

ていると考えている。

通告から FGC を開催するまでに時間がかかること。家族員が問題を認識し、フレッシュな間に FGC を行うことがベストである。参画する家族員が少ないと FGC の効果は弱まること。

(5) FGC が成功するための要因は何か。

コーディネーターが行う FGC 開催までの準備が大切である。FGC の会議前に参加するメンバーに会い、参加するメンバーがなぜ自分がその FGC に参加するのか、そして、FGC は子どもの問題解決のために必要なことは何かについて話し合う場である、ということを理解すること。

子どもに焦点を当てること。多くの家族員が関わること。通告者と家族との間に共同、協力関係が築かれること。すべての家族員が参加すること。すべての専門職が関わりサポートすること。

(6) FGC 導入を検討している国ではどのような配慮が必要か。

法律に位置づけたほうが良い。その場合次の点を考慮しなければならない。①政策として変える意思があるかどうか、②十分な財源があるかどうか、③FGC を導入している国がどのように築いてきたのか知ること、④多機関が集まって計画を立てること、⑤制度化（立法化）に向けて専門家のサポートが必要である。

社会資源（財源）。多くの人々が FGC について知るためのトレーニングをすること。子どもの最善の利益になる情報をお互いにシェアするための教育をすること。

(7) FGC システムの導入を検討している国に対して、その他にコメントはあるか。

FGC は政府と団体からのサポートがないと出来ない（出来れば高いレベルのサポート）。FGC はとてもシンプルな理念であり、ほとんどの人は自分の家族は FGC（子ども家庭福祉機関）で良いと考えているが、他の家族の問題になるとなぜ FGC で家庭裁判所ではないのか、という考えを持っているということを知っておくこと。

(8) NZ では FGC 導入前に試行事業はあったのか。

少年非行分野で短期の試行事業はあったが、FGC では時間がなかったので行っていない。しかし、1980 年代の前半に Maatua Whangai Programme を行って成功していたので、これを見て FGC が出来ると自信が持てた。

## 6. わが国への FGC 導入のあり方

NZ での FGC は「子ども中心」を基盤とした制度である。この制度の理念は、わが国においても導入しなければならないものである。しかし、制度の導入にあたっては、それぞれの国の歴史・文化的、社会的な背景が異なり、大変難しい状況にあるように思われる。たとえば、NZ の「子ども、青少年および家族法（1989 年）」（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）は、

国をあげてこれまでの先住民族マオリへの対応を反省し、マオリ文化を取り入れ立法化したものである。この法律では、虐待ケースでの FGC 開催を法に規定し、さらに、その開催に際し参加（参画）を拒否した場合は裁判所での審判となるといったシステムを採っている。わが国でこのようなシステムを法律に規定することは、現時点では不可能であろう。わが国の虐待対応の現状は、虐待行為を認めない親からいかに親子分離させ、子どもを保護するかということに焦点が当てられてきている。FGC 開催が法律に規定されていないわが国では、特に重篤な虐待ケースの通告段階での FGC 開催は難しい。

一方、虐待対応では、分離された親子の再統合が実践現場では課題となっている。そのような中で、家庭復帰に向けた取り組みにおいて FGC 開催は大変有効であると思われる。なぜなら、これから親子での生活を前にして、家族および親族、そして地域内にある専門機関（保育所や保健センターなど）・専門職（保育士や保健師など）が集まり、意見交換し問題を関係者に開くことによって、虐待の再発防止に繋がることが期待できる。さらに、この会議の場において、親と子どもの思いや考えを伝える機会ともなり、社会資源ともなり得る親族の協力が得られやすくなることも考えられる。また、地域内に存在する専門機関および職員とのネットワークが形成されることも期待される。

また、NZ で取り入れられている「3つの家」（NZ のソーシャルワーカーらによって改良されたもので、子どもや養育者の主体的参加を引き出し、子どもの安全と彼らの願いを実現するのを手助けするアプローチ。「安心の家」「心配の家」「希望の家」）のツールは、虐待を認めない親との面接や自分の意志を十分に言語化することができない子どもにとって、有効なツールである。特に、虐待を認めない親にとって、虐待をしたかどうかを明らかにするための面接ではなく、どのような家庭を築きたいのかなど、希望に向けた面接であり、その実現に向けて親自身も含めてそれぞれがどのような役割と責任を果たすのか、ということ話し合う機会となるからである。これまで他者との関わりがうまく取れない親や子どもにとって、またソーシャルワーカーにとっても難しいクライアントとの面接には有効なツールとなるであろう。ソーシャルワークは問題解決に向けたプロセスが重要であるといわれているように、この機会は家族と専門職との間にパートナーシップを築くことに有効に機能することになるだろう。

わが国への導入の課題は、FGC の開催を法的位置づけができるかどうか、そしてそれに伴い財源が確保できるかどうか、また児童福祉司が担当するケース数を減らすことができるかどうか、さらに司法（家庭裁判所）との連携がこれまで以上に強化することができるかどうか、ということが挙げられる。

註1 Penny's Family - A Pakeha Youth Justice Story

註2 林浩康、(厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」平成18年度総括研究報告書、主任研究者 高橋重宏、平成19年3月、p.17

#### 参考文献・資料

1. Andrew Turnell, Susie Essex 著、井上薫、井上直美監訳『児童虐待を認めない親への対応』明石書店 2008年
2. Marie Connolly, Margaret Mckenzie 著、高橋重宏監訳『ファミリー・グループ・カンファレンス』有斐閣、2005年
3. Andrew Turnell, Steve Edwards 著 白木孝二、井上薫、井上直美監訳『安全のサインを求めて』金剛出版、2004年
4. 林浩康『子ども虐待時代の新たな家族支援』明石書店、2008年
5. Insoo Kim Berg 著、磯貝希久子監訳『家族支援ハンドブック』金剛出版、1997年
6. 井上直美、井上薫著、『子ども虐待防止のための家族支援ガイド』明石書店、2008年
7. 『児童養護施策の動向と自立支援・家族支援』林浩康、中央法規出版、2004年
8. (厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」平成19年度研究報告書、主任研究者 高橋重宏、平成20年3月
9. (厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」平成18年度総括研究報告書、主任研究者 高橋重宏、平成19年3月  
・ Child, youth and family の FGC および子どもの養育に関するビデオ (10)
10. Mihi's Whanau ? A Maori Care and Protection Story  
Child, youth and family の FGC に関するリーフレット (11~16)
11. FAMILY GROUP CONFERENCES, care and protection, Child, youth and family
12. FAMILY GROUP CONFERENCES, child abuse and neglect, Child, youth and family
13. FAMILY GROUP CONFERENCES, residences, Child, youth and family
14. FAMILY GROUP CONFERENCES, youth justice, Child, youth and family
15. FAMILY GROUP CONFERENCES, PLACING CHILD FOR adoption, Child, youth and family
16. Let's stop child abuse together, Child, youth and family, 2008